

大胡中学校いじめ防止基本方針（令和7年度版）

1 いじめに対する基本的な認識

- (1) いじめとは、「児童生徒に対して、当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。
- (2) いじめは人権侵害であり、人間として許されない行為である。また、いじめを受けている生徒の教育を受ける権利を侵害し、その心身の健全な発達及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命や身体に重大な危険を生じさせるおそれがある行為である。
- (3) いじめは、どここの学校でも、どの学級でも、どの児童生徒にも起こり得るものである。
- (4) いじめの根絶には、学校はもとより、家庭や地域社会、関係機関等が一体となって取り組む必要がある。
以上の認識のもと、以下の点を念頭に置き、いじめの未然防止・早期発見・解消に組織的に取り組む。
 - ① いじめを絶対に許さない学校をつくる。
 - ② いじめられている生徒の立場に立ち、絶対に守り通す。
 - ③ いじめる生徒に対しては、毅然とした対応とねばり強い指導を行う。
 - ④ 保護者との信頼関係の確立、地域や関係機関との連携協力を努める。

2 いじめの未然防止に向けた取組

- (1) 分かる授業づくり、すべての生徒が参加・活躍できる授業づくりを進めるとともに、授業中における積極的な生徒指導を充実させる。
- (2) 教師と生徒、生徒相互に温かな人間関係が醸成された、規律正しい学年・学級づくりを進める。
- (3) 道徳の時間を要として全教職員が授業を行い、善悪の判断力や規範意識を高めるとともに、思いやりや感謝の心、助け合う気持ちなどを養う。
- (4) 技術家庭科の時間を中心に、情報モラルを高める教育を進める。
- (5) 学級活動・生徒会活動や部活動が、生徒の自発的・自治的な活動となるように指導・援助する。
- (6) 生徒指導部会及び教育相談部会を週に一度開催し、校内の情報交換や連携を深める。
- (7) 生徒がいじめを自分たちの問題として受け止め、いじめを防ぎ・なくすためにできることを主体的に考えて行動できるような働きかけを進める。
- (8) 学校生活における不安や悩みを解消するため、アンケートや担任による相談活動を充実させるとともに、生徒指導嘱託員やスクールカウンセラーを活用する。また、必要に応じて、県内の相談窓口を紹介する。
- (9) 教職員のいじめへの対応力の向上を図るため、事例研究等を取り入れた研修を行う。
- (10) 教職員の不適切な認識や言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないように注意を払う。
- (11) 教職員が生徒と向き合える時間を確保する。
- (12) 学校からの通信等を通して学校がいじめに対する取組を伝え、保護者や地域と協働して、いじめ問題の早期発見・解消に努める。
- (13) 学習参観日やPTA行事に合わせて講演会を開催する等、SNSやインターネットに関わるいじめ問題についての保護者への啓発活動を行う。
- (14) 地域や関係機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。

3 いじめの早期発見と早期解消に向けた対応

(1) 基本的な姿勢

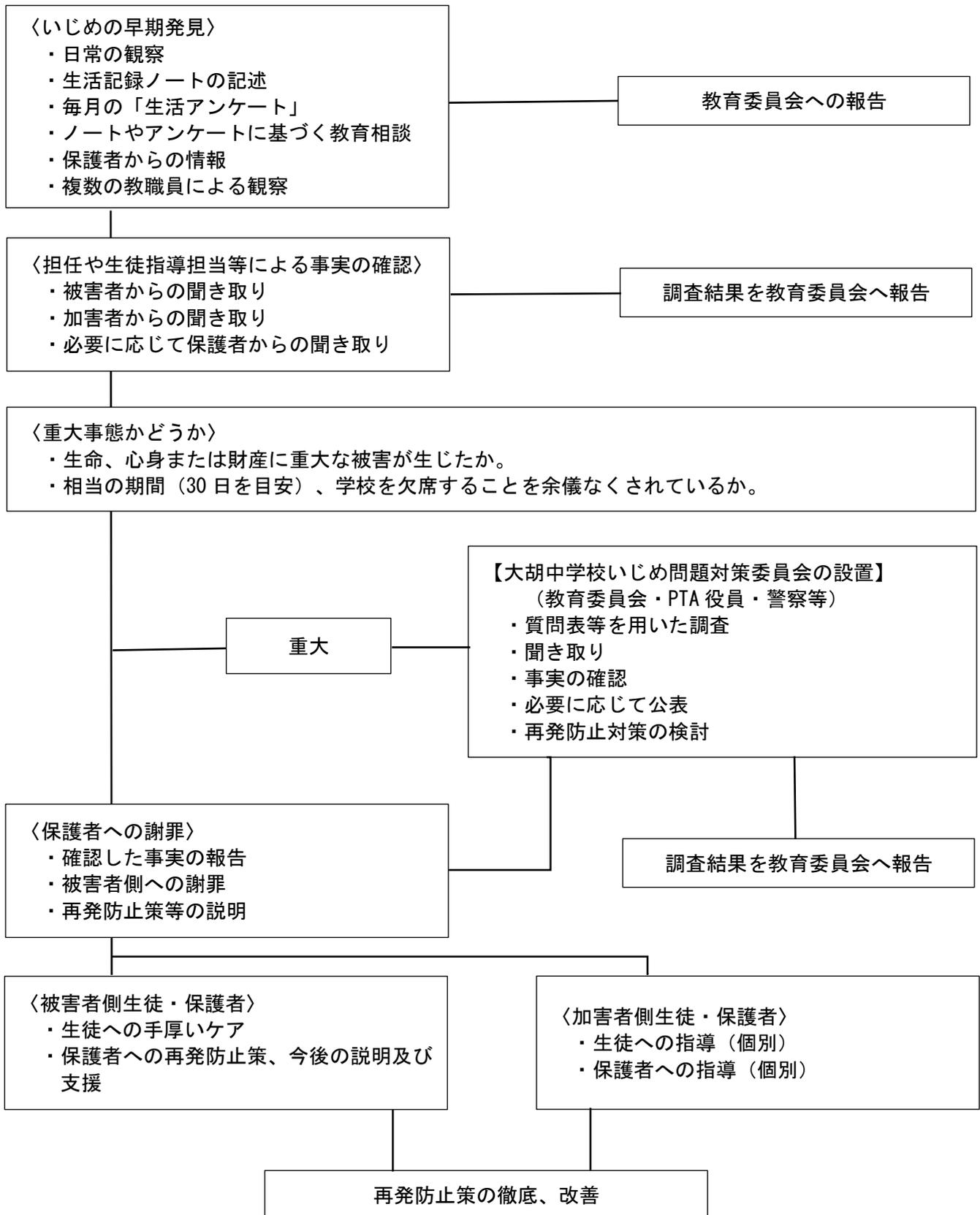
① 早期発見のために

- ア 生徒と向き合う時間を確保する。
- イ 生徒の声に耳を傾け、生徒の行動を注視する。
- ウ 生活記録ノートや生活アンケートの記述から、生徒の不安や悩みなどをつかむ。
- エ 全教職員で情報を共有するとともに、保護者とも情報を共有する。
- オ 地域と日常的に連携する。

② 早期解消のために

- ア いじめられている生徒、保護者の立場に立って事実確認を行う。
- イ 学級担任等が抱え込むことのないよう、学校全体で組織的に対応する。
- ウ 校長は事実に基づき、生徒や保護者に説明責任を果たす。
- エ いじめる生徒には、行為の善悪をしっかりと理解させ、反省・謝罪をさせる。
- オ 法を犯す行為に対しては、早期に警察等に相談して協力を求める。
- カ いじめが解消した後も、保護者と継続的に連絡をとる。
- キ 必要に応じて、県が設置しているサポートチーム等の活用を図る。

(2) 早期発見と早期解消に向けた具体的な対応
いじめ防止推進委員会（生徒指導部会が兼ねる）



4 いじめ防止に関わる年間計画

時期	いじめ防止推進委員会	未然防止の取組	早期発見の取組	家庭等との連携
通年	○情報交換・収集と対応策の検討	○「みそあじ」の徹底 ○学年・学級の充実 ○分かる授業の展開 ○道徳の時間の充実 ○体験活動の充実	○生活記録ノート ○生活アンケート ○チャンス相談 ○SC や生徒指導囑託員による面談	○健全育成パトロール
4月	○「大胡中いじめ防止対策基本方針」の共通理解と、保護者への公表・周知	○相談室、SCの周知 ○新入生を迎える会 ○あいさつ運動 ○各部活動の組織編成	○身体測定	○学級懇談会 ○学習参観 ○部活動保護者会
5月	○生徒指導研修	○いじめ防止強化月間 ○あいさつ運動 ○前期生徒総会		○教育相談 ○のびゆくこどもの集い
6月		○林間学校（1年） ○東京校外学習（2年）		○学校運営協議会①
7月	○生徒指導研修	○市中体連総体壮行会		○PTA集会（3年）
8月		○家庭訪問や電話連絡 ○各部活動の組織編成		○部活動保護者会
9月	○研修「事例研究」	○修学旅行（3年） ○校内体育大会 ○生徒会本部役員選挙	○身体測定	
10月		○後期生徒総会 ○文化発表会・合唱コンクール		○市民スポーツ祭
11月	○生徒指導研修	○職場体験学習（2年）	○三者面談	○地域文化祭 ○三者面談
12月		○いじめ防止強化月間 ○人権集中学習		○大胡地区健全育成大会
1月			○身体測定	
2月	○生徒指導研修			○入学説明会 ○学校運営協議会②
3月	○「大胡中いじめ防止対策基本方針」の評価、改善	○3年生を送る会 ○卒業式		○PTA集会（1・2年）

5 校内組織

(1) いじめ防止推進委員会（生徒指導部会が兼ねる）

構成：管理職、教務主任、生徒指導主事、各学年生徒指導担当、養護教諭、生徒指導担当囑託員
内容：大胡中いじめ防止基本方針の点検・評価・改善、気にかかる生徒に関わる情報交換

(2) いじめの兆候や発見時の組織

構成：管理職、教務主任、生徒指導主事、当該学年主任、当該担任、各学年生徒指導担当、教育相談担当部活動顧問、SC、生徒指導担当囑託員

内容：事実の調査と確認、解決策・再発防止策の検討と実施、全体での共通理解と取組の強化

(3) 重大問題（相当期間の欠席等）発生時の組織 [いじめ問題対策委員会]

構成：いじめ防止推進委員会＋SC＋教育委員会職員＋PTA 役員＋関係機関（児童相談所、警察等）職員
内容：事実の調査と確認、解決策・再発防止策の検討、調査結果の保護者への報告、教育委員会への報告

(4) 重大問題（自殺等）発生時の組織 [いじめ問題対策委員会]

構成：いじめ防止推進委員会＋SC＋教育委員会職員＋PTA 役員＋関係機関（警察、児童相談所等）職員＋SCスーパーバイザー

内容：事実の調査と確認、解決策・再発防止策の検討、調査結果の保護者への報告、児童・保護者の精神的ケア、報道機関等への対応